



島根県報

平成23年7月5日（火）

号外 第 136 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第467号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年7月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
一般国道	431号	出雲市大社町杵築東3286番5地先から同町杵築南731番地先まで	前	メートル 6.40～ 28.00	メートル 66.70	出雲県土整備事務所 道路改良工事 拡幅	
			後	19.20～ 31.70	68.50		
県 道	米子広瀬線	安来市伯太町未明64番2地先から同町安田宮内3番5地先まで	前	9.00～ 23.50	645.00	松江県土整備事務所広瀬土木事業所 道路改良工事 拡幅	
			後	11.00～ 39.00	645.00		
〃	平田停車場線	出雲市平田町2795番2地先から同町2243番12地先まで	前	A	12.00～ 12.80	68.30	出雲県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 河川改修工事に伴う仮歩道設置 拡幅
				B	8.00～ 14.20		
			後	A	12.00～ 12.80	68.30	
				B	8.00～ 19.00	71.00	

島根県告示第468号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年7月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	平田停車場線	出雲市平田町2795番2地先から同町2243番12地先まで	メートル 71.00	平成23年 7月5日	出雲県土整備事務所	